

No.	講習日	課目	該当箇所	質問要旨	回答
1	11月20日	木造	PPT P15	令46条計算の、床面積に含まれない部分について オーバーハング部分がある場合の配慮について、単純にオーバーハング部を面積に算入して検討すると、四分割検討時に壁がなくNG判定となってしまう場合、床面積算定の配慮とはどのように行えば良いのでしょうか？(オーバーハング部は四分割再外端には含めない。偏心率にて検討となるのでしょうか。)	壁量計算においては、床面積の算定に配慮が必要ですが、下階の4分割法の検討においては、オーバーハング部を含めずに外壁部の最外端から1/4の範囲で検討することになります。ただし、偏心率の検討の方が、上階オーバーハング部による重心の偏りに対する影響が考慮されるので、より正確な検討となります。
2	11月20日	木造	PPT P16	木軸組はH12告示1352号で1/4の部分の検討が規定されていますが、枠組はH13告示1540号では、特に記載がありません。これは、確認審査上も不要ということでしょうか。	枠組壁工法(告示第1540号)では、4分割法の検討(告示第1352号)のような具体的な規定はありませんので、確認審査も不要です。ただし、「耐力壁は～(中略)～釣り合い良く配置しなければならない」(第5第二号)と規定されているので、これを満足する必要はありません。
3	11月20日	木造	計算書P2	木造の計算プログラムで、プログラムでのチェックリストがない場合は、どのように対応したら良いのでしょうか？	規則第1条の3の規定により、確認申請図書に、プログラムによる構造計算により安全性を確かめることのできる建築物の構造種別、規模その他プログラムの使用条件に適合するかどうかを照合するための事項について明示する必要があるため、それが適切かどうか確認申請で審査する必要があります。
4	11月21日	RC造	PPT P144	「柱はり接合部の検討の審査」で『ルート3においては柱はり接合部の検討がされていることを確認する』とあります。技術基準解説書P679の25行目～ルート1.2-1.2-2では柱はり接合部の許容応力度設計を省略できるとありますが、27行目『しかし～』を読むとルート1.2-1.2-2であっても壁量が少ない場合や柱はり接合部の周囲に壁が配置されない場合は許容応力度設計を行う必要があると解釈できます。ルート1.2-1.2-2も柱はり接合部の許容応力度設計は必要でしょうか？計算が必要な場合、『壁量の多い少ない』の目安等はどの程度で判断すればよいのでしょうか？	『壁量の多い少ない』の目安等は、ケースバイケースのため一概に言い切れないため、判断基準は説明しかねます。
5	11月21日	RC造・構造計算書	PPT P59	SS3について風荷重の計算で $q=0.6EVo^2$ とされていますが、躯体と外装屋根で式の使い分けはしていますか？ その際自動的にプログラムで使い分けていますか？それとも設計者が選択しますか？	速度圧については、建物で一つとしています。そのため、躯体と外装屋根等で使い分けをしていません。 『SS3』では、壁面の[見付面積の直接入力]や[屋根面風力係数]等で設計者が風荷重を調節していただくことで対応可能です。 なお屋根ふき材は、二次部材のためSS3では検討しないため、別途の検討が必要になります。

No.	講習日	課目	該当箇所	質問要旨	回答
6	1月20日	木造	PPT P20	耐力壁のN50のものをCN50にすることはできますか？	告示第1100号別表において、N50とされた耐力壁であっても、N50と同等以上の品質を有するくぎを使用することは認められています。ただし、耐力の大きな釘にすると、耐力壁の剛性及び耐力が上がるのが想定されるので、その影響に配慮した設計とすることが望ましいと考えられます。
7	1月20日	木造	PPT P22	オーバーハング部、吹き抜け部に関しては、配慮は必要でしょうか？	P22に対するご質問と思われませんが、木造軸組構法住宅の構造計画p134(発行:(公財)住宅木材技術センター)で「必要壁量の計算において、建物に大きなオーバーハングや大きな吹き抜け等がある場合は配慮が必要です。」とされています。
8	1月20日	木造	PPT P31	N値と告示で判定が違った場合は、どのように対応すれば良いでしょうか？	どちらも採用可能です。
9	1月20日	木造	PPT P38	金物の複数使用について 同じ金物×2(例:HD25×2)でも、不可能でしょうか。	同じ金物については、木造軸組構法住宅の許容応力度設計(2007年版)(発行:(公財)住宅木材技術センター)のQAで、「木材に打つ接合具の数や断面欠損が多くなり、結果として接合部の性能が低下する危険性があるので、詳細は金物メーカーに問い合わせてください。」とされています。したがって、耐力が一つの金物の2倍とならない場合があるので、個別に検証する必要があります。
10	1月21日	鉄骨造	P7	法6条第1項について S造の2F建の特殊建築物の場合、第一号が適用されますが、法律上は、計算書は必要ないということでしょうか。	S造2階建ての場合、法6条第1項第三号にも該当するため、構造計算が必要となります。
11	1月21日	鉄骨造	P33	防火被膜で、平12建告1356台1「1の柱のみの火熱による耐力の低下によって・・・」について、このような状態になっていることは、どのように見分ければよいでしょうか。	平12建告第1356号第1に、一の柱を除いたと仮定した建築物の構造耐力上主要な部分に、当該建築物に常時作用している荷重によって生ずる応力度が、建築物の構造耐力上主要な部分の各断面のいずれかにおいて短期に生ずる力に対する許容応力度を超える場合であると規定されています。

*本講習の内容に関するもの以外のご質問は、削除しております。